

えびの市防災情報伝達手段検討調査業務委託

事業者選定実施要領

宮崎県えびの市

第1章 総則

第1条 適用

この「えびの市防災情報伝達手段検討調査業務委託事業者選定実施要領」（以下「実施要領」という。）は、本事業の受託候補者選定にあたり、公募型プロポーザル方式による事業者選定（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 業務目的

現行の防災行政無線設備を更新するにあたり、災害時における情報の伝達や地域住民への適切な防災関連情報の提供を図るため、近年の情報伝達手段の多様化を視野に入れ、あらゆる可能性についての調査、分析、資料作成等を行い、えびの市（以下「発注者」という。）にとって最も有効かつ導入効果の高い防災情報伝達手段を検討するための防災情報伝達手段比較検討報告書（以下、「報告書」という。）を策定することを目的とする。

第3条 業務の概要

- (1) 事業名称 えびの市防災情報伝達手段検討調査業務委託
- (2) 事業内容 別紙「えびの市防災情報伝達手段検討調査業務委託仕様書」による
- (3) 事業場所 えびの市内全域

第4条 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）までとする。

第5条 事業費

5,280,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。また、上記金額は、事業内容の実施に係る一切の費用を含むものとする。

第6条 プロポーザルによる受託候補者選定上の参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす単体企業とする。

- (1) えびの市プロポーザル方式等実施要綱（平成25年えびの市告示第154号）（以下「実施要綱」という。）第6条第1項各号に掲げる者

(2) 令和2年度、令和3年度におけるえびの市競争入札参加資格者名簿の測量・建設コンサルタント「電気・電子」への登録があり、かつ、国及び地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。また、九州管内に本店又は支店等（公告日現在、本店より発注者との契約締結権限を委任されている者に限る。）を有する者として登録されていること。

(3) 過去10年間（平成23年4月1日から令和3年3月31日まで）において、同種同規模以上の業務実績を有すること。

同種同規模業務とは、国又は地方公共団体が発注した防災情報伝達手段に係る基本構想、整備計画などの更新計画策定業務を元請として締結し、履行した実績があること（屋外拡声子局増設のみ及び戸別受信機設置のみは実績として含めない）。

また、共同企業体としての実績は、代表構成員のものに限る。

第7条 参加資格の喪失

本業務のプロポーザル応募者は、次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。その場合、発注者は選定結果の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(1) 企画提案書類等に不足又は虚偽の内容があった場合

(2) 企画提案書類等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 企画提案書類等の受付期間内に、提案書類等が提出されなかった場合

(4) 見積金額が応募価格要件を超えている場合

(5) 本業務プロポーザル審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(6) 本件公告後、発注者が設置するえびの市防災情報伝達手段検討調査業務委託プロポーザル選定審査委員会（以下「選定審査会」という。）委員に対して本業務のプロポーザルに関する接触を求めた場合

(7) 本業務のプロポーザル応募者が、公告の日から本契約締結の日までの間に、選定実施要領に定める参加資格要件を満たさなくなった場合

第8条 事務局

本業務に関する事務局、書類提出先及び問い合わせ先は以下のとおりとする。

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292番地

えびの市基地・防災対策課 基地・防災対策係（本庁舎3階）

担当：迫園

電話：0984-35-1119（直通）

ファクシミリ：0984-35-0401

電子メール：kichi-bousai@city.ebino.lg.jp

えびの市役所ホームページ（以下「市ホームページ」という。）

<https://www.city.ebino.lg.jp/>

- 2 上記窓口対応時間は、土曜日、日曜日及び休日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

第2章 事業者選定の実施

第9条 実施スケジュール

現段階において想定するプロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。なお、都合により変更となる場合がある。

実施項目	実施期間又は期日
公告	8月16日(月)
参加表明書の受付期間	8月16日(月)～8月30日(月)
質問受付期間	8月16日(月)～9月7日(火)
参加資格審査結果通知・企画提案書提出書要請	9月1日(水)
質問回答期限	9月15日(水)
企画提案書提出書期限	9月22日(水)
プレゼンテーション及びヒアリング	9月下旬
審査結果通知	10月上旬
契約締結	10月上旬

第10条 参加表明書等の提出

本業務のプロポーザル応募者は、下記により参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年8月30日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法 事務局へ持参又は郵送にて提出期限までに必着とする
- (3) 提出書類
 - ア 参加表明書(様式第1号)
 - イ 誓約書兼同意書(様式第2号)
 - ウ 会社概要書
 - エ 業務実績証明書(本業務に関する主な業務実績を含む過去10年間の業務実績)
 - オ 当該市町村の市町村税に滞納がないことの証明書(発行日3か月以内)
 - カ 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(発行日3か月以内)
 - キ 配置予定者調書

第11条 質問の受付及び回答

本業務のプロポーザルに関する質問は、質問書により電子メールにて受付を行う。

- (1) 提出期限 令和3年9月7日(火)午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書により、電子メールにて送信する。また、件名を「【質問書】防災情報伝達

手段検討調査プロポーザル」とし、送信後に受信確認の電話連絡をすること。

ただし、質問の内容は、参加表明書及び企画提案書提出書の作成、提出に必要な事項並びに業務実施体制に係る諸条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに別紙仕様書及び提案内容に係る質問は一切受け付けない。

なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問に関しても、一切受け付けないものとする。

(3) 書類様式 質問書は、市ホームページからダウンロードすること。

(4) 回答方法

令和3年9月15日（水）午後5時までに、市ホームページにて随時、回答を公開する。

質問事項が重複しているものについては、整理して回答する。また、回答においては、質疑者名は公表せず、本事業の趣旨からかけ離れているものについての回答は、発注者の判断により行わない場合がある。

(5) その他 質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

第12条 参加資格審査結果通知及び企画提案書提出の要請

第9条の参加表明書等により参加資格要件を確認し、要件を満たすと認められる者に対しては、令和3年9月1日（水）までに企画提案書提出要請書（様式第3号）により企画提案書提出書の提出を要請する。参加資格要件を満たさないと認められる者に対しては、令和3年9月1日（水）までに参加要件確認結果通知書（様式第4号）により、その旨通知する。

なお、いずれの場合においても、電子メールにて前述の期日までに事前通知を行い、書類原本はその後郵送する。

第13条 企画提案書等の提出

企画提案については、次の各号に従い、企画提案書提出書等を提出すること。

(1) 提出期限 令和3年9月22日（水）午後5時まで

(2) 提出方法 事務局へ持参又は郵送にて提出期限までに必着とする。

(3) 書類様式 企画提案書提出書は、市ホームページからダウンロードすること
提出書類については次のとおり

ア 企画提案書提出書（様式第5号）

イ 事業費見積書

① 見積書の様式は任意とする。

② 見積書は、税抜き価格にて作成すること。

③見積書は、各業務項目を記載し作成すること。

ウ その他、発注者が必要と認めるもの

(4) 企画提案書作成に関する留意事項

ア 企画提案書の作成にあたっては、本業務の実施要領、別紙仕様書を十分に理解したうえで作成すること。

イ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

ウ 企画提案書は、JIS規格A4判用紙を縦向きに使用し、A4判以外を使用する場合は、A4判サイズに合わせて折り込むこと。下部に頁番号を付し、20頁以内とする。こと。（表紙、目次は頁に含まない。）

エ 文字サイズは原則として11ポイント以上とすること。

オ 企画提案書は、正本1部、副本10部（正本コピー可）を提出すること。

カ 企画提案書には、以下の事項を含め簡潔に記載すること。

①報告書の策定手順

②検討している調査項目および調査内容

③本業務に類似する成果品の見本（基本構想、更新計画等）

④業務実績（本業務に関する主な業務実績を優先して記載すること）

⑤業務計画スケジュール

キ 企画提案書の提出は、1者につき1件のみとする。

ク 提出した企画提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等は不可とする。また、提出された企画提案書等は返却しないものとする。

ケ 企画提案書提出書等の著作権は提案者に帰属するが、えびの市情報公開条例（平成17年えびの市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する可能性がある。

第14条 受託候補者の選定

提案者が多数ある場合については、実施要綱第16条に基づき企画提案書により事前審査を行い、5者を選考する。

なお、選考結果については、対象者に別途電子メールにて通知する。

第15条 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出書等提出後、受託候補者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なお、企画提案書提出書等を提出した場合においても、プレゼン等に参加しなかった際は採点を行わない。

- (1) 実施日 令和3年9月下旬
- (2) 実施場所 えびの市役所 ※日程、時間等は別途通知する。
- (3) 時間構成
 - ア プレゼンテーション：25分以内
 - イ ヒアリング：10分以内
- (4) 留意事項
 - ア プレゼン等の出席者は3名以内とする。
 - イ プレゼン等の順番は企画提案書提出書等の提出順とする。
 - ウ 提出された企画提案書以外の資料の配布は認めない。
 - エ プレゼン等は非公開とする。
 - オ 使用機器について、パソコン等の使用機材及び備品は、受託候補者にて用意するものとする。ただし、電源ケーブル、スクリーン及びプロジェクターについては、発注者が準備する。また、パソコンはVGA端子（ミニD-sub15ピン）による出力に対応していること。

第16条 企画提案審査及び審査結果通知

- (1) 審査方法
 - 提出された企画提案書提出書等及びプレゼン等での説明、ヒアリングの内容を総合的に判断し、選定審査会において審査を行い、受託候補1者および次順位1者を特定する。
- (2) 審査結果通知
 - 審査結果については、企画提案審査結果通知書（様式第7号）により通知する。
 - なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

第17条 評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点
業者評価 (30)	提案者の業務実績	・本業務と類似する成果品提出の有無及びその内容について評価する	10点
		・防災情報伝達手段に係る基本構想又は更新計画等の事業実績を評価する	10点
		・国土交通省の建設コンサルタント「電気電子部門」への登録があるか評価する	5点
	配置予定管理責任者及び担当者の実績	・配置予定の管理責任者等は、市町村同報系デジタル防災行政無線等の基本設計又は実施設計の実績を豊富に有しているか評価する（過去10年間）	5点
全体提案評価 (40)	防災情報伝達手段検討調査に際しての基本方針	・本業務の特性等を十分理解しているか評価する ・要求水準以上の本市にとって有益な提案があれば評価する	25点
	工程内容	・報告書策定の具体的手法は適切か評価する ・策定スケジュールは適切か評価する	10点
	人員の確保	・十分な人員が確保されているか評価する	5点
個別提案評価 (25)	調査内容の提案	・本市の業務目的に即した調査内容等の提案となっているか評価する ・具体的な提案になっているか評価する	25点
価格評価 (5)	事業費見積額	・事業費見積額について評価する	5点
合計			100点

第18条 契約に関する事項

(1) 契約の締結

発注者は予定価格を定め、第1優先受託候補者の示した総事業内容をもって協議し、予算の定める範囲内において随意契約にて契約の締結を行う。

なお、第1優先受託候補者の失格が判明した場合及び契約締結交渉において合意に至らなかった場合は、次順位者を繰り上げて交渉を行うことがある。

(2) 契約書

えびの市防災情報伝達手段検討調査業務委託契約書を別に定める。

(3) 契約保証金

要する。ただし、えびの市財務規則（昭和47年えびの市規則第2号）第99条第2項の規定に該当する場合は免除する。

第19条 その他

(1) 本要領等に定める条件等に同意のうえ、参加すること。

(2) 本業務に定める提出書等の作成費や本業務のプロポーザルに係る参加旅費等の一切の経費については、受託候補者等の負担とする。

(3) 契約締結後、受託者が委託の要件等に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還、場合によっては損害賠償を求めることがある。

(4) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、本業務のプロポーザルを一部変更又は中止とする場合がある。